

様式 12



令和 6 年 7 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

主たる事務所の所在地

茨城県鹿嶋市厨 5 丁目 1 番 2 号

医療法人社団 善仁会

理事長 小山 典宏 印

電話 0299 (85) 1111 実印



決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。



事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 善仁会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県鹿嶋市厨 5 丁目 1 番地 2
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 47 年 12 月 1 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 47 年 12 月 12 日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	小山典宏	
常務理事	小山典子	
理事	池田和穂	小山記念病院管理者
同	田坂明子	
同	床枝正行	
同	橋本有	介護老人保健施設 鹿野苑管理者
同	山口雄大	小山記念病院附属ふかしば歯科管理者
同	加藤哲司	かとう小児科クリニック管理者
同	山田啓子	くりやデンタルクリニック管理者
同	菅谷雅人	ふかしばこどもクリニック管理者
監事	根本寛	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

〔別 紙〕
様式 1

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード又は介護 事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	小山記念病院	0812210391	茨城県鹿嶋市厨 5 丁 目 1 番 2 号	一般病床 194床 療養病床 30床 [医療保険 30床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
介護老人 保健施設	鹿野苑	0852280015	茨城県鹿嶋市宮津台 188 番地 17	入所定員 100名 通所定員 80名
診療所	小山記念病院 付属 ふかしば歯科	0832930481	茨城県神栖市深芝南 3 丁目 21 番 1 号	一般病床 0床 療養病床 0床
診療所	かとう小児科 クリニック	0812210524	茨城県鹿嶋市厨 4 丁 目 2 番 5 号	一般病床 0床 療養病床 0床
診療所	くりやデンタル クリニック	0832230486	茨城県鹿嶋市厨 5 丁 目 5 番 10 号	一般病床 0床 療養病床 0床
診療所	ふかしばこども クリニック	0812910677	茨城県神栖市深芝南 二丁目 11 番 3	一般病床 0床 療養病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援センター	茨城県鹿嶋市宮津台 188 番地 17	
就労支援事業所 ワンハート	茨城県鹿嶋市須賀 1346 番地 1	

〔別 紙〕
様式 1

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 24 日 令和 4 年度決算の承認の件

令和 5 年 9 月 14 日 新診療所開設の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行または購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

なし

様式 2

法人名 医療法人社団 善仁会

※医療法人整理番号

		6	0	3
--	--	---	---	---

所在地 茨城県鹿嶋市厨5-1-2

財 産 目 録

(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資	産	額	7,359,559 千円
2. 負	債	額	5,494,014 千円
3. 純	資	産	1,865,544 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,879,199
B 固 定 資 産	4,480,359
C 資 産 合 計 (A+B)	7,359,559
D 負 債 合 計	5,494,014
E 純 資 産 (C-D)	1,865,544

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人社団 善仁会
 所在地 茨城県鹿島市厨5-1-2

医療法人番号

貸借対照表
 (令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,879,199	I 流動負債	2,742,699
現金及び預金	1,110,075	買掛金	272,518
事業未収金	1,714,370	短期借入金	1,578,339
たな卸資産	70,949	未払金	104,743
前払費用	26,457	未払費用	402,044
その他の流動資産	5,646	未払法人税等	335
貸倒引当金	△ 48,300	未払消費税等	6,779
II 固定資産	4,480,359	前受金	3,068
1 有形固定資産	3,825,006	預り金	136,419
建物	2,571,988	賞与引当金	144,350
構築物	68,306	その他の流動負債	94,100
機械装置	18,031	II 固定負債	2,751,315
医療用器械備品	434,640	長期借入金	2,751,315
その他の器械備品	140,840	負債合計	5,494,014
車両及び船舶	14,133	純資産の部	
土地	301,980	科目	金額
建設仮勘定	202,010	I 出資金	20,719
その他の有形固定資産	73,074	II 積立金	1,838,500
2 無形固定資産	217,214	別途積立金	325,000
ソフトウェア	215,333	繰越利益積立金	1,513,500
その他の無形固定資産	1,881	III 評価・換算差額等	6,324
3 その他の資産	438,138		
有価証券	46,524		
長期貸付金	169,182		
その他長期貸付金	169,182		
長期前払費用	102,803		
その他の固定資産	119,628		
資産合計	7,359,559	純資産合計	1,865,544
		負債・純資産合計	7,359,559

法人名 医療法人社団 善仁会
 所在地 茨城県鹿島市厨5-1-2

医療法人番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,321,970
2 事業費用		
(1)事業費	10,458,107	
(2)本部費	299,602	10,757,709
本来業務事業損失		435,739
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		88,850
2 事業費用		98,327
附帯業務事業損失		9,476
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		445,216
II 事業外収益		
受取利息	1,153	
その他の事業外収益	123,919	125,073
III 事業外費用		
支払利息	19,667	
その他の事業外費用	2,146	21,814
経常損失		341,957
IV 特別利益		
固定資産売却益	26,320	
施設設備補助金収益	9,456	
前期損益修正益	381	36,158
V 特別損失		
固定資産除却損	597	
固定資産圧縮損	9,456	
前期損益修正損	150	10,204
税引前当期純損失		316,003
法人税・住民税及び事業税	381	381
当期純損失		316,385

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 善仁会
理事長 小山 典宏 殿

私は、医療法人社団善仁会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 6 月 28 日

医療法人社団 善仁会

監事 根本 寛



重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産：個別法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1988年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2008年4月1日以降に取得した附属設備並びに構築物は定額法）

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度に負担すべき支給見込み額に基づき計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5 有形固定資産の減価償却累計額 8,166,237 千円

6 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

	金額（千円）
土地	107,003
建物	1,607,563
計	1,714,566

(2) 担保に係る債務

	金額（千円）
短期借入金	1,036,000
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	2,755,811
計	3,792,411

7 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理をした所有権移転外ファイナンス・リース取引

科目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
その他の器械備品	99,000	27,500
計	99,000	27,500

(2) 補助金等の会計処理

①固定資産の取得に係る補助金等

固定資産の取得に係る補助金等については直接減額方式による圧縮記帳によっております。直接減額により圧縮記帳した資産の内訳は以下のとおりです。

科目	金額 (千円)
機械装置	6,970
その他	2,486

補助金の内訳は以下のとおりです。

種類	交付者	金額 (千円)
設備整備事業費補助金等	茨城県等	9,456

②運営費補助金等

補助対象となる支出が事業費用に計上されているものについて、当該補助対象となる費用と対応させるため事業収益に計上しております。当該補助金の内訳は以下のとおりです。

種類	交付者	金額 (千円)
新型コロナウイルス感染症入院病床確保補助金等	茨城県	87,519
二次救急告示病院医療強化事業補助金等	鹿嶋市	67,640
その他	その他	35,388

独立監査人の監査報告書

令和6年6月28日

医療法人社団善仁会
理事会 御中

監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

代表社員
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団善仁会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠してされているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上